

国民健康保険の加入・脱退手続きは

お済みですか？

職場の健康保険をやめた時、また、就職して職場の健康保険に加入した時は、役場で国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。
原則14日以内に手続きをしましょう。

【加入の届出が遅れた場合】

●国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

●保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

職場を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、職場の健康保険に引き続き2年間加入できる場合があります。

職場の健康保険担当者にご確認ください。

②健康保険の扶養認定

家族の健康保険に扶養家族として認定されないか、家族の職場へご確認ください。

(例) 60歳以上収入180万円未満で家族の収入の1/2未満など。

※職場の健康診断などを受けられる場合があるなどメリットについても、職場へご相談ください。

③国民健康保険に加入

①及び②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

【脱退の届け出が遅れた場合】

●国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

●他の健康保険に加入しても、国民健康保険脱退の届け出をしないと国民健康保険税は請求されます。

国民健康保険脱退の手続きは、職場ではしてもらえませんので、役場で手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

加入には、退職証明書または資格喪失証明書、脱退には、職場の保険証が必要です。

そのほかに、対象者と世帯主の個人番号確認書類と、本人確認ができる運転免許証などが必要となります。

入院したときの食事代の見直しについて

一般所得者の入院時の食事代が、平成30年4月から、変更になります。

<現行>

	負担額 (1食)
一般所得	360円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円
低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下)	100円

<平成30年4月から>

	負担額 (1食)
一般所得	460円

低所得者は、据え置き

◆問い合わせ先

住民生活課

☎ 0859・54・5210

協会けんぽ鳥取支部 加入者の皆さまへ

平成30年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

介護保険料率	健康保険料率
平成30年2月分(3月納付分)まで 1.65%	平成30年2月分(3月納付分)まで 9.99%
↓	↓
平成30年3月分(4月納付分から) 1.57%	平成30年3月分(4月納付分から) 9.96%

鳥取支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率(全国一律)も変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が変わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

◆問い合わせ先

協会けんぽ鳥取支部

企画総務グループ

☎ 0857・25・0051